

されに至つた。惟ふに最も困難なる立場に立つ交通労働者の罷業に於て今回、如く一段市民諸君の理解と同情とをかち得たものはないであらう。

我等は我等の斗争の正しさを確信することは云へ此の市民諸君の態度に對しては心から感謝せざるを得ないものである。斯弓が故にこそ罷業休止が我等に取つて如何に苦痛であらうとも意を決して市民諸君の好意に報ひざるを得ない所以である。從來の強制調停の苦々経験は稍もすれば我等を鎮圧して不利に導く事を教へてゐるが我等が此の苦々経験に拘はらず、罷業を休止して乗車せんとするはさきに云へば如く一は市民諸君の理解と同情に報ひしめたのであり、二には此の市民諸君の理解と同情とが前途多難なる強制調停の進行に當つて我等に変わざる支持と後援を與へる事も信じて疑はずが故である。顧はくば我等をして再び罷業のやむなしに至らしむる勿れ。

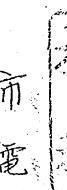
昭和九年九月十六日

東京交通労働組合争議団首脳部



昭和九年九月十六日（午後五時三十分）

9.9.17
5859-08



官務理事

第一課課長

一日業務課長就業宣言發表

警視廳特別高等警察部労働課

警視廳特別高等警察部労働課

清報

（第82報）

セリ

二、市電争議應援團會議ノ書記局會議開催

十六日前十一時ヨリ会十二時三十分迄神田區美土代町三

ノ五市役本部内事務所ニ於テ書記局會議ヲ開催

橋本富貴良 山花秀雄 南浩永

ノ三名出席 市電争議

二開シ十五日前十時三十分調停委員會開設命令アリタル